



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 21 日 (火)
第 8 8 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	精神科病院の認定 (433) (障がい福祉課) 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (434) (住まいまちづくり課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (435・436) (農地・水保全課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (437) (〃) 3
	種畜証明書の書換交付 (438) (畜産課) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (18) (教育総務課) 3
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 4

告 示

鳥取県告示第433号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として認定したので、次のとおり告示する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定年月日
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	平成28年6月10日

鳥取県告示第434号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更する旨の届出があった事項	変更年月日
株式会社建築構造センター	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加 名称 長野事務所 所在地 長野県長野市南県町1082	平成27年9月5日
株式会社国際確認検査センター	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 変更前 東京都中央区八重洲二丁目4-1 変更後 東京都中央区京橋二丁目8-2	平成27年9月24日
日本建築検査協会株式会社	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 変更前 東京都中央区日本橋三丁目15-6 変更後 東京都中央区日本橋三丁目13-11	”
株式会社東京建築検査機構	住所 変更前 東京都中央区東日本橋一丁目1-4 変更後 東京都中央区日本橋富沢町10-16 構造計算適合性判定の業務を行う事務所（構造判定事業部）の所在地 変更前 東京都中央区東日本橋一丁目1-4 変更後 東京都中央区日本橋富沢町10-16	平成27年9月28日

鳥取県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、稲光井手土地改良区の定款の変更を平成28年6月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を平成28年6月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 東谷地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年6月22日から同年7月11日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第438号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	種畜の種別	変更事由	変更後	変更前
11364784339	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更	林太郎	八重栄

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第18号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年6月21日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 日時 平成28年6月23日（木）午前10時

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

- (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
- (2) その他

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所並びに申込期間

日時	場所	申込期間
平成28年8月23日（火）午後1時30分から午後4時30分まで	鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館第一会議室	平成28年7月4日（月）から同年8月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）
平成28年8月24日（水）午後1時30分から午後4時30分まで		
平成28年8月29日（月）午後1時30分から午後4時30分まで	米子市末広町294 米子コンベンションセンター 小ホール	平成28年7月11日（月）から同年8月12日（金）まで（休日等を除く。）
平成28年8月30日（火）午後1時30分から午後4時30分まで		
平成28年9月9日（金）午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム 3	平成28年7月25日（月）から同年8月26日（金）まで（休日等を除く。）

3 受講申込手続

県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2の申込期間内に鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、申込期間の末日までの消印（信書便の役務のうち消印に準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

200 t 吊りクローラクレーン 1 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月23日（金）

(4) 納入場所

鳥取港1号上屋付近（鳥取市港町13）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が機械器具類の建設土木機器に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年6月30日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成28年6月21日（火）から同年8月2日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成28年6月21日（火）から同年8月2日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成18年4月1日以降において、25t吊り以上のクローラクレーン又は25t吊り以上のホイールクレーン或いは25t以上のトラッククレーンのいずれかを納入した実績を有すること。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課港湾担当

電話 0857-26-7380

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年6月21日（火）から同年7月12日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年6月21日（火）から同年7月12日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時か

ら午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年8月2日（火）午後1時30分 ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月1日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁 第2庁舎 4階28会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成28年7月12日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : crawler crane of hanging ability 200t,
Quantity 1

(2) July 12, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 2, 2016 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

(August 1, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Government Port and Harbor Division 1-220
Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7380